

事故発生時の報告について

1. 報告

入所者又は利用者に対するサービス提供中の事故、虐待、火災、入所者等行方不明が発生した場合に可児市及び関係機関に電子メール又はFAXにて報告してください。

2. 要領及び様式

「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に従い、対応する様式にて報告。

※要領及び様式は市HP「<https://www.city.kani.lg.jp/17078.htm>」に掲載しています。

3. 対象

可児市所在の全ての事業所及び可児市被保険者が利用する全サービス事業所

(要領に記載のない事業所※を含む)

※居宅介護支援事業所、予防介護支援事業所、地域密着型サービス事業所(予防含む)、総合事業事業所

4. 報告先

可児市、指定権者、報告に係る利用者の保険者

5. 報告期限及び報告事項

報告対象	報告期限	報告事項
(1) サービス提供中の利用者の事故等 ※1 ・死亡 ・重症(入院期間が1月を超えると見込まれる等)	・発生(発見)から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生(発見)から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1 ・様式1-2
・上記以外 ※2	・発生(発見)から1週間以内に報告	・様式1-3
(2) 虐待(疑いを含む)	・発生(発見)から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生(発見)から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1 ・様式1-2
(3) 火災 ・消防機関に出動を要請したもの	・発生から24時間以内に報告	・様式2-1(総括表)・様式2-2(個票) 【死亡及び重症者が発生した場合】
(4) 入所者等の行方不明	・発生(判明)から24時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告	・様式3
(5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	・発生(判明)から24時間以内に第一報を報告	・任意様式

※1 「サービス提供中」とは、施設内のほか、送迎、レクリエーション中等、施設外の事故を含む。

※2 医療機関を受診、または入院の場合、提出してください。

6. 留意事項

事故の内容を事業所内で共有し、原因や再発防止策の検討を行ってください。

報告書の「再発防止策」と

「今後の対応予定」に注目しています。

令和2年度事故発生件数(サービス種類、原因別)

	転倒	転落	介護中の 負荷	誤薬	誤嚥	行方不明	意識消失	急変	不明 ※原因不明のケガ・ 骨折、老衰による死 亡等を含む	総計
通所介護(地域密着型含む)	3					1	1			5
短期入所生活介護	13	2		1	1				1	18
特定施設入居者生活介護	1									1
小規模多機能型居宅介護									1	1
看護小規模多機能居宅介護	1									1
認知症対応型共同生活介護	11	2			1	2			3	19
介護老人福祉施設(地域密着型含む)	10	2	4		1				2	19
介護老人保健施設		1		1						2
軽費老人ホーム	1									1
有料老人ホーム	5			1				1	1	8
サービス付き高齢者向け住宅	2									2
総計	47	7	4	3	3	3	1	1	8	77